

令和 3 年 6 月 16 日

高等裁判所長官
地方裁判所長会同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

昨年全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、現在もなお国民生活に深刻な影響を及ぼしています。歴史的な事態に直面して国を挙げた対応が執られる中、裁判所においては、感染拡大防止と、国民から負託された紛争解決機関としての役割とをどのように調和させて業務を行っていくかを最大の課題として取り組んできました。昨年の緊急事態措置の解除宣言以降も、各裁判所において、裁判手続きの運用上の工夫を重ね、公衆衛生学等の専門的知見に基づく感染拡大防止対策の徹底に努めることで、本年の2回の緊急事態宣言下では、規模を縮小することなく業務を継続することができています。幸い、今まで裁判所内で利用者に感染が拡大した事例は生じておらず、昨年の業務縮小による事件処理の滞留も、多くの府で既に解消し、感染状況が深刻だった地域においても解消に向かっています。

この間の全国の職員各位の尽力に対して、ここに改めて敬意を表したいと思います。終息までには、なお相当な時間が掛かることが見込まれますが、裁判所としては、重い役割を着実に果たすことができるよう、各地域の状況を注視しながら不断の努力を続けるとともに、今回の事態によつ

て生じる新たな法的紛争等への対応にも万全を期していく必要があります。

新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした影響の一つとして、社会生活の様々な場面において、オンラインによる活動が広く浸透したことが挙げられます。現在行われている裁判手続のIT化の検討も、これからの中のデジタル社会の中における裁判所の在り方を見通しつつ、分野を問わず進めていくことが必要です。現在その先頭に立っているのは民事訴訟手続のIT化の取組ですが、知的財産高等裁判所及び全国の地方裁判所本庁で実施されているウェブ会議等を活用した争点整理の運用は、順調に実施件数が増加しております。これまでのところ利用者からも好意的に受け止められているものと思われます。制度面でも、訴え提起から上訴までの各段階の全面IT化を実現する民事訴訟法等の改正に向けた調査審議が法制審議会の専門部会で進められていますが、IT化の本格的な実施に先立って、現状の審理の運用に関する改善のビジョンが具体的に定まっていなければ、真により良い民事訴訟を実現することはできません。争点中心型の審理を目指して続いている努力にITを融合させていくという視点に立って、自由かつ大胆な発想

をもって議論し、実践と修正を重ねていくことが望まれます。

施行後10年以上の実績を積み重ねてきた裁判員制度は、我が国における刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきています。今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、制度が直面した大きな危機といえますが、各裁判所において、裁判員の方々が安全に、かつ、安心して参加できるよう、地域の状況等に応じたきめ細かな配慮や工夫が行われてきており、国民の理解と協力に支えられて、順調に運営されてきたように思います。この制度を将来にわたって我が国の社会に確実に根付かせていくためには、引き続き、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組むとともに、それらの事例を部内で広く蓄積・共有することで、裁判員の視点・感覚を的確に裁判内容に反映させるための訴訟運営や判断の在り方全般について、その像を明確化していくことが求められます。そして、このような検討をたゆまず続けることが、刑事裁判の全体像を在るべき姿に描きかえることにもつながっていくものと考えます。本年3月から、政府において刑事手続における捜査・公判のIT化方策の検討が開始され

ていますが、裁判所としても、こうした在るべき刑事裁判の姿を見据えつつ、手続にふさわしいＩＴの活用の議論を深めていく必要があります。

国民の価値観や家族の在り方が急速に多様化する中で、子の養育等を始め家族をめぐる問題についての法的な解決のニーズはこれまで以上に高まっているように思われ、家庭裁判所は、司法機関として、こうした期待に適切に応えていくことが求められます。家事調停については、法的観点を踏まえた適切かつ効率的な調停運営の在り方を検討・実践する取組が進められています。新型コロナウイルス感染症への対応のための運用改善にとどまるのではなく、広く家族をめぐる紛争全般について、より適切な紛争解決の在り方を考えるという大きな視点から、家事調停の本質・利点を改めて見つめ直し、これから時代の当事者のニーズにかなう家事調停の実現に向けて、検証と実践を重ねていくことが期待されます。成年後見関係事件については、成年後見制度利用促進基本計画の最終年度に入り、運用を担う立場として、利用者がメリットを実感できる制度運用の確保に努めることはもちろん、各地方自治体における中核機関等の整備やその機能充実に向けた取組についても、

取組推進のあい路や、その克服のために家庭裁判所に何が期待されているのかを改めて振り返り、制度運用上の経験の蓄積を踏まえた積極的な連携を進めていくことが望まれます。少年事件については、引き続き少年の改善更生に向けた適切な働きかけと処遇選択に努めるとともに、今般成立した改正少年法に関し、その趣旨を踏まえた適切な運用の在り方について検討を深める必要があります。

こうした各事件分野での取組は、審級を超えて求められますが、高等裁判所においては、一審のプラクティスの改善に協力するという役割を担っているという視点で、府全体、さらには高等裁判所間でも議論を重ねるなどして、その成果を一審裁判所とも共有していくといった取組も求められるでしょう。

以上のような諸課題に適切に対応していくためには、職員一人一人が、日々誠実に職務に励むとともに、従前の事務の在りように安住することなく、改善すべき点を積極的に見出していくという意識をもって職務を行っていくことが必要です。とりわけ、裁判官には、多様な職種からなる裁判所職員の連携の要として十全にその役割を果たし、個々の事件を適正迅速に処理することはもとより、裁判所を

めぐる諸情勢やその変化を鋭敏にキャッチしつつ、各々が組織全体の抱える諸課題に主体的に向き合い、その解決を図っていくことが期待されます。そのためには、事件処理等を通じた成長支援の場でもある部などで日頃から十分な議論を交わしながら執務に取り組むことで、その力量を高めていくことが重要であり、これを支える研修の更なる充実等も図っていくことが必要です。また、裁判官以外の職員においても、それぞれの職種が担うべき役割に一層注力して、組織全体として発揮すべき機能をより高めていくべきことは改めて述べるまでもありません。各職種がそれぞれに裁判業務全体の中での自らの役割を十分に意識して力を発揮し、適切に連携・協働して自由闊達な議論を積み重ねていくことで、庁全体としてのいわば総合力を強化し、国民の期待に応え、責任を果たしていくかなければなりません。

司法制度改革審議会意見書が公表されてから本年で20年となります。改めて、広範な領域で実行された諸改革を振り返るとき、国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法という、意見書の求める司法の姿をこれからも追い求めていくことが、司法に携わる者

の責務であるとの感を強くします。裁判所が国民の信頼を基盤として成り立っていることを改めて自覚し、地域に置かれた公的機関として、地域社会に対して適時適切な情報発信に努めていくとともに、期待や批判を的確に受け止めることが重要であり、こうした取組の中で、司法制度に対する国民の理解を深め、得られた経験をいかしたより良い裁判運営の実現に向けて改革の努力を続けていく必要があるでしょう。裁判所職員一人一人が真摯にその職責を果たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

以上